

平成28年9月定例会議会提出条例のあらまし

● 議案第68号 大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 大東市議会議員および大東市長の選挙における選挙運動の公費負担の限度額を次のとおり変更します。

- ・選挙運動用自動車の借入れに係る公費負担の限度額（日額）

15,300円 → 15,800円

- ・選挙運動用自動車の燃料費に係る公費負担の限度額（日額）

7,350円 → 7,560円

- ・選挙運動用ポスター作成の印刷費に係る公費負担の限度額（1枚当たりの単価）

510円48銭 → 525円6銭

- ・選挙運動用ポスター作成の企画費に係る公費負担の限度額

301,875円 → 310,500円

(2) この条例は、公布の日から施行します。

● 議案第69号 大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

・(1) 大東市長の選挙におけるビラの作成の公費負担の限度額を次のとおり変更します。

- ・選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額（1枚当たりの単価）

7円30銭 → 7円51銭

(2) この条例は、公布の日から施行します。